

独立行政法人教員研修センターの中期計画

文部科学大臣認可
平成16年4月1日
平成18年3月31日(変更)

(序文)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第三十条の規定により、独立行政法人教員研修センター(以下「センター」という。)が中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を次のとおり定める。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 学校教育関係職員に対する研修

(1) センターは、国として真に実施する必要のある研修として、中期目標に示された以下の基本概念に沿って、別紙1に掲げる各研修(以下「各研修」という。)を実施する。

なお、各研修ごとの日数、人数等の詳細については、別紙1に掲げるものを基本としつつ、毎事業年度の実際の受講者数、受講者又は任命権者等からのアンケート調査結果、評価結果等を踏まえて、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定める。

各地域の基幹たる校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修

喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修

地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

一方で、 から に該当するものであって、別紙以外に、社会的な情勢の変化、予期できない事態が生じた場合等、緊急に新たに実施する必要性が生じた研修等については、国、地方公共団体等からの委託等の方法により実施する。

(2) 各研修の目標とする成果については、各研修毎に、以下の から の方法の中から別紙1に掲げるように定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。

これまでの受講者数又は毎事業年度の評価結果等を踏まえて、センターが自ら設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

受講者に対して、研修終了直後又は1年後を目途として研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、毎事業年度平均で85%以上(任意抽出調査)から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした受講者の割合が毎事業年度平均で85%を下回った場合には、研修内容・方

法の見直し等、必要な措置を講じる。

受講者の任命権者である都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会又は所属する各学校長等に対して、研修終了後1年後を目途としてアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上(任意抽出調査)から、「研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした任命権者等の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

受講者又はその任命権者等に対する調査等を適宜実施し、事業年度平均で80%以上(任意抽出調査)の受講者が、研修終了後に、各地域における学校訪問の実施、各教育委員会等が行う研修等の企画・立案、講師として又は各種教育施策の企画・立案・推進において指導的な役割を担っているとの結果を得る。仮に、各地域で研修講師等としての役割を担った者の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

- (3) 各研修の実施にあたっては、各研修毎に、以下の から の方法について別紙1に掲げる項目について検討を行ったうえで、効果的・効率的な実施に資するものについては導入する。

毎事業年度、受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を実施し、各研修内容・方法の改善・充実に係る意見、受講者又はその任命権者等の研修ニーズ等を把握する。また、その結果を踏まえて、次年度以降の研修内容・方法の見直し等に適切に反映する。

受講者及びその任命権者に対して、受講者の応募段階で、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、研修終了後、相当の期間内にこれらの者に対するアンケート調査等を行い、学校内外への研修成果の還元内容・方法等について把握する。

研修内容・方法について、一斉講義等を中心とするいわゆる事前研修と、中央において演習等を中心とした研修を行ういわゆる集合研修に分類し、事前研修については、エルネットを活用した講義等の配信、e-ラーニングを活用した遠隔研修、映像コンテンツ等を配布することによる自主的研修等により行い、また中央で行うものは集合研修に特化・重点化する。

受講者及びその任命権者等の利便性、ニーズ等を勘案し、一定のブロック単位等、地方で開催する。

民間企業等との連携・協力、共同実施を推進することにより、研修の運営(研修資料の作成配布、講師対応等)や研修プログラムの設定等において、これらの機関等のノウハウを活用する。

研修内容・方法の企画・実施段階において、教員養成系大学・学部等の大学教員や国立教育政策研究所の専門家を活用することや、研修の運営(研修資料の作成配布、講師対応等)等において、教員養成系大学・学部をはじめとする大学や国立教育政策研究所との連携・協力を推進する。

研修終了時に、受講者に対して研修を受講したことにより得られたと考える成果等に関する報告書(研修成果報告書)等の作成・提出を義務付けるとともに、これ

らを任命権者等に提供する。

研修内容の一部に、研修の企画・立案、講師となるために必要な科目を設定するとともに、各地域での研修等の実施に資するよう、エルネット、e-ラーニング等を用いた研修教材の活用が図られるようにする。

- (4) 各研修について、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、引き続き実施することに検討を要するとされた研修については、研修自体の廃止、縮減、またそれに該当しない研修についても、必要に応じて、研修の効果的・効率的な実施の観点から、研修内容・方法の見直し等の措置を講じることとする。

2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

- (1) 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、独自にその所属する学校教育関係職員に対して研修を実施することが可能となるよう、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して必要な指導、助言及び援助を行う。具体的には、以下のような指導、助言及び援助を行う。

センターの研修について、集合研修を精査しつつ、研修効果を維持向上させるために、各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修の講義の教材等、事前研修で行うものや、受講者が各地域で研修を行う際に活用できるものについて、コンテンツ教材として整備し、エルネット、e-ラーニング等で提供

センターが行う研修プログラムの内容・方法等のノウハウについての情報提供
研修講師についての情報提供

センターにおいて蓄積している研修成果の情報提供

各研修プログラムの教材、事例集等の刊行

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の教育センターの研修担当主事等を対象とした会議の開催

センターの職員を各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行う研修に派遣
センターの研修施設・設備の提供

- (2) 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して、毎事業年度、アンケート調査等を行うことにより、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が独自に実施する研修に関するニーズを把握する。また、その結果を踏まえて、次年度以降の指導、助言及び援助の内容についての見直しに適切に反映する。

なお、その際、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等のニーズ、毎事業年度の評価結果等を踏まえて、真に国として必要となる指導、助言及び援助に内容を厳選して行う。

3. その他

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において独自に実施している学校教育関係職員に対する研修について、毎事業年度、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に依頼又はセンターにおいて独自に調査を実施し、その内容・方法等に関する情報を収集・蓄積するとともに、必要に応じて都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して提供する。

また、その結果について、センターが実施する研修内容・方法について各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が期待するニーズ等の把握のための検討材料等として活用するとともに、指導、助言及び援助の実施・見直しのための検討材料等としても活用する。

業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1．経費等の縮減・効率化

センターの業務運営に際しては、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（人件費を含む）については、計画的な削減に努め、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3.4%以上の縮減を図る。またその他の事業についても、中期目標期間中、研修事業の抜本的な見直しや事業の効率化に取り組むことにより、毎事業年度において、対前年度比8%以上の縮減を図る。この際、研修事業等の質の低下を招かないように配慮する。

例えば、以下のような点について、毎事業年度、法人内部の自己点検・評価委員会等において検討を行い、効率化を図る。

省エネルギー、リサイクル、ペーパーレスを推進する。

汎用品の活用や一般競争入札の導入により、調達価格の削減を図る。

2．組織体制の見直し

事務及び事業の見直しに対応し、業務が最も効果的・効率的に行えるよう、責任と役割分担を明確にした機能的で柔軟な組織体制の整備及び業務内容・業務量に応じた人員配置を行うとともに、継続的に組織のあり方の見直しを進める。

3．業務運営の点検・評価の実施

センターの業務運営について、自己点検・評価委員会等において、毎事業年度、業務運営について積極的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえて、業務運営の改善を促進する。なお、自己評価の際には、教育関係者、受講者、民間企業関係者など外部人材の活用を図る。

予算（人件費の見積もりを含む。） 収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を図る。また、管理業務の効率化を進める観点から、毎事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

1．予算（中期計画の予算）

別紙2のとおり。

2. 収支計画
別紙3のとおり。

3. 資金計画
別紙4のとおり。

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は4億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。

重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

剰余金の使途

センターの決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対する指導、助言及び援助の充実、施設・設備整備の充実等に充てる。

その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備に関する計画
別紙5のとおり。

- (1) 施設・設備の運営にあたっては、長期的視野に立った整備計画を策定し、施設・設備整備を推進する。また、管理運営においては、維持保全を着実に実施することで、受講者の安全の確保に万全を期する。
- (2) 受講者本位の立場から施設・設備の整備を進めることとし、宿泊施設・設備の充実等、受講者が快適に研修を受講できるよう配慮した施設・設備の整備を行う。

2. 人事に関する計画

(1) 方針

限られた人員での効果的・効率的な研修事業等の遂行を実現するため、職員研修等

を実施し、職員の研修の企画・立案能力等の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

また、都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の専門性の高い職員を雇用することにより、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の意識や能力に応じた適正な人事配置を行う。

(2) 人事に関する指標

平成22年度人件費における対平成17年度人件費(424百万円)5%以上の削減を見通し、中期目標期間の最終年度である平成18年度の人件費を平成17年度の人件費に比べ概ね0.8%以上削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員でいう基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成18年4月から実施される国家公務員の給与制度の改正に準拠し、役職員の給与について見直しを行う。

常勤職員については、その職員数の抑制を図る。

(参考1)

- ・ 期初の常勤職員数 53人
- ・ 期末の常勤職員数の見込み 50人

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み 1,451百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与、退職手当及び共済組合掛金等に関わる事業主負担分等に相当する範囲の費用である。

独立行政法人教員研修センターが実施する研修事業

研修事業名	受講対象	具体的研修内容	研修成果の 目標(1)	研修手法 (2)	研修日数・ 受講者数(3)
1. 各地域の基幹たる校長、教頭等の教職員に対する学校管理研修					
各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修	以下の者であって、将来、各地域の教育実践、教育行政の中核的な校長、教育委員会事務局職員としての役割が期待される者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特殊教育諸学校並びに幼稚園の新任校長、教頭及び中堅教員 ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者	【事前研修】 ・学校組織マネジメント手法の導入 ・学習指導・評価の課題と充実 ・総合的な学習の時間の課題と充実 【集合研修】 1. 教育改革の推進 ・全国的な教育改革の推進と地方の取組状況 ・学校管理運営における教育行財政制度の活用 2. 学校管理運営・学校組織マネジメント ・学校管理運営の課題と対応 ・学校教育を取り巻く関係法令 ・学校の危機管理対策とその充実 3. 学校教育の今日的課題 ・カリキュラムマネジメントの課題と充実 ・総合的な学習の時間の課題と充実 ・環境教育、国際理解教育、人権教育、特別支援教育、道徳教育の充実 ・生徒指導上の諸課題と対応策 ・進路指導の工夫改善	、	、 、 、	(研修日数) ・管理職 ：19日 ・中堅教員等 ：30日 上記の日数を基本として実施するが、各都道府県等における関係研修の実施状況等を考慮しつつ、検証した上で、研修日数を減ずる。 (受講者数) 1,800人
各地域の中核となる事務職員の育成を	以下の者であって、各地域の学校管理運営、学校事務の改善充実の取	【事前研修】 ・学校組織マネジメント手法の導入	、	、 、 、	(研修日数) ・小・中学校

<p>目的とした研修</p>	<p>組において中核的な役割が期待される者 (小・中学校) ・小学校、中学校の事務職員として 20年程度の在職経験を有する者 (高等学校等) ・所属する学校の事務長程度の者</p>	<p>【集合研修】 1. 教育改革の推進 ・全国的な教育改革の推進と地方の取組 状況 2. 学校管理運営・学校組織マネジメント (小・中学校) ・学校の安全管理の徹底 ・子どもの心のケア ・学校評議員制度の導入 ・学社融合・社会人の活用 (高等学校) ・学校評価基準・方法 ・情報公開と説明責任 ・学校危機管理 3. 学校教育の今日的課題 (小・中学校) ・小・中学校事務の課題と対応 (高等学校) ・教育改革推進における事務の全国的課題と対応</p>			<p>: 5日 ・高等学校 : 5日 (受講者数) ・小・中学校 : 180人 ・高等学校 : 300人</p>
<p>国際的な視野、識見を有する中核的教員を育成するための海外派遣研修</p>	<p>以下の者であって、優れた調査研究課題を有する者。 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特殊教育諸学校並びに幼稚園の新任校長、教頭及び中堅教員 ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 このうち、16日以内の研修については、の受講者のうち特に優れた自主的調査研究課題を有する者。</p>	<p>以下に掲げるようなテーマに基づき、受講者に対して、研修計画書を作成させた上で、派遣研修を実施する。(小項目は例) 1. 教育制度 ・国家としての共通の教育と地方(州・地域)独自の教育比重 2. 教育課程 ・教育課程の編成 ・環境教育 ・国際理解教育 3. 確かな学力の向上 ・学習指導と評価 ・児童生徒の多様化に応じた教育 4. 生徒指導 ・いじめ問題への対応</p>	<p>、 、</p>	<p>、 、 、 、</p>	<p>(研修日数) 16日 3ヶ月以内 6ヶ月以内 12ヶ月以内 (受講者数) ・16日 : 900人 ・3~12ヶ月 : 310人 上記の人数以下に段階的に見直しを図る。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒への対応 <p>5. 学校経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特色ある学校運営 ・学校と地域との連携 ・情報公開、説明責任 			
2. 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修					
<p>児童生徒の学習状況を適切に評価するための指導者の養成を目的とした研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校並びに中等教育学校（前期課程）の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動が行われるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的な評価の総括の方法に関する演習（総論） ・評価の客観性、信頼性の向上を図る工夫に関する演習（教科、特別活動別） 	、	、	<p>（研修日数） 2日</p> <p>（受講者数） 3,000人</p> <p>なお、本研修は平成16年度をもって廃止。</p>
<p>道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修</p>	<p>（中央で行う研修）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 <p>（地区別で行う研修）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態に即した課題の明確化と道徳教育の効果的な推進に関する演習 ・社会奉仕体験活動の活用など先進的な事例の分析・応用法に関する演習 ・道徳教育の充実のための研修の在り方に関する演習 <p>なお、中央で行う研修の修了者が地区別で行う研修の指導助言者となる等、双方の関連を図りながら計画的に実施。</p>	、	、	<p>（研修日数） 中央：5日 地区別：3日</p> <p>（受講者数） 中央：275人 地区別： 1,100人</p>
<p>子どもの体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を</p>	、	、	<p>（研修日数） 4日</p>

目的とした研修	じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者	踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。 ・体ほぐしの運動の趣旨を踏まえた指導の在り方に関する演習 ・体力を高めるために体を動かす意識を持たせる学習指導の在り方に関する演習 ・各地域での実践事例を基にした研究協議			(受講者数) 550人
ITを活用した指導の拡充のための指導者の養成を目的とした研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動が行われるようにする。 ・子どもたちの情報モラルを適切に育成するための指導内容・方法に関する演習 ・各教科における効果的なITの活用に関する演習 ・各地域における効果的・効率的な指導のための研修の充実に関する演習	、	、	(研修日数) 5日 (受講者数) 340人 上記の人数以下に段階的に見直しを図る。 なお、本研修は平成17年度をもって廃止。
環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事 ・上記に準じる者	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。 ・学校における環境教育に関する全体計画の作成に関する演習 ・NPO等外部との連携や外部資源の活用に関する演習 ・研修プログラム作成に関する演習 ・各県等における環境教育推進方策についての立案を中心とした演習	、	、	(研修日数) 4日 (受講者数) 155人
体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を	、	、	(研修日数) 4日

<p>的とした研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に準じる者 	<p>踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験活動の学校全体における教育課程への位置づけに関する演習 ・各教科、総合的な学習の時間等にまたがる体験活動プログラムの開発に関する演習 ・体験活動の実施に際しての家庭・地域・関係機関との連携、安全管理、及び評価等に関する演習 			<p>(受講者数) 155人</p>
<p>生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事 ・上記に準じる者 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校等の問題行動等への適切な対応に関する演習 ・児童虐待への対応等、生徒指導上の今日的な課題に関する演習 ・規範意識をはぐくむ生徒指導の在り方等、今日的な生徒指導の在り方に関する演習 	<p>、</p>	<p>、</p>	<p>(研修日数) 16日 (受講者数) 155人</p>
<p>キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等 <p>教育学校並びに特殊教育諸学校の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者</p>	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。</p> <p>【事前研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現代の青少年教育の課題 ・教育改革の進展と課題 <p>【集合研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアカウンセリングの技法に関する演習 ・小学校からのキャリア教育のプログラム開発、学校と保護者・地域との連携に関 	<p>、</p>	<p>、</p>	<p>(研修日数) 前期 5日 後期 3日 (受講者数) 275人</p>

		<p>する研究協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションスキルの向上に関する演習 			
<p>人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事 ・上記に準じる者 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育活動全体を通じた人権教育の推進に関する研究協議 ・人権教育を推進するためのプログラム開発や効果的な指導の在り方に関する演習 ・家庭・地域との連携や、校種間の連携を円滑に推進するための方策に関する演習 	、	、	<p>(研修日数) 3日</p> <p>(受講者数) 155人</p>
<p>特色ある教育課程を円滑に編成するための指導者の養成を目的とした研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行のカリキュラムの評価及び改善に関する演習 ・「総合的な学習の時間」を中心としたカリキュラム編成に関する演習 	、	、	<p>(研修日数) 5日</p> <p>(受講者数) 215人</p>
<p>指導力不足教員に対応するための指導者の養成を目的とした研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の管理主事、指導主事及び教育センターの研修担当主事 ・上記に準じる者 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、各地域において、各学校の校長等に対する指導・助言、指導力不足教員を対象とする研修等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客観的な指導力不足教員の判断基準に関する研究協議 ・指導力等の課題に即した個別研修プログラムの作成に関する演習 ・指導力等に課題のある教員の処遇と対応の在り方に関する研究協議 	、	、	<p>(研修日数) 3日</p> <p>(受講者数) 275人</p>

<p>各地域において組織マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、各地域において、受講者が本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営ビジョンの作成等、文部科学省が作成したモデルカリキュラム「学校組織マネジメント研修」(管理職版、ミドルリーダー版)の模擬体験研修 ・各都道府県等で実施する学校組織マネジメント研修のプログラム案の作成等を行う演習 	<p>、 、</p>	<p>、 、 、</p>	<p>(研修日数) 4日</p> <p>(受講者数) 430人</p>
<p>児童生徒の国語力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、各地域において、受講者が本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の語彙力、表現力、論理的思考力の向上を図るための方法等の工夫に関する演習 ・各教科や総合的な学習の時間との連携について、事例発表等を中心とした演習 	<p>、 、</p>	<p>、 、 、</p>	<p>(研修日数) 3日</p> <p>(受講者数) 550人</p>
<p>外国語指導助手に対して必要な知識・指導方法等を修得させることを目的とした研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省、総務省及び外務省が合同で実施しているJETプログラムにより招致した外国語指導助手 	<p>受講者が日本の外国語教育等について適切に理解し、各学校で一層効果的な職務遂行ができるようにするために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の外国語教育の現状と課題等に関するシンポジウム ・チームティーチングの在り方、国際理解教育の在り方に関する事例紹介等を通じた指導助言、討議 	<p>、</p>	<p>、 、 、</p>	<p>(研修日数) 2日</p> <p>(受講者数) 3,830人</p>
<p>外国人児童生徒等に対する日本語指導のための指導者の養</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、各地域において、受講者が本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校</p>	<p>、 、</p>	<p>、 、</p>	<p>(研修日数) 4日</p>

成を目的とした研修	・上記に準じる者	への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。 ・学校全体での外国人児童生徒の受入れ、指導体制づくりに関する演習 ・学校外の機関との連携体制づくりに関する演習 ・外国人児童生徒への効果的な教育の取組に関する研究協議			(受講者数) 155人
児童生徒の心身の健康問題に対応するための指導者の養成を目的とした研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の養護教諭であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、各地域において、受講者が本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。 ・学校保健をめぐる昨今の課題に関する研究協議 ・性の逸脱行動、薬物乱用等の児童生徒の健康問題への適切な対応に関する演習 ・保健室における児童生徒の心のケア等についての健康相談活動に関する演習	、	、	(研修日数) 4日 (受講者数) 275人
健康教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、各地域において、受講者が本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。 ・学校全体での保健指導の進め方に関する演習 ・エイズ、薬物乱用、感染症等の児童生徒の健康に影響する課題への対応と指導に関する演習 ・健康行動の醸成、各課題への対応等に関する研修プログラムの作成に関する演習	、	、	(研修日数) 3日 (受講者数) 275人
食の指導の充実のための指導者の養成を目的とした研修	・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、各地域において、受講者が本研修内容を踏	、	、	(研修日数) 4日

	<p>じる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校、中等教育学校(前期課程)の食の指導関係者であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者 	<p>への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーや肥満傾向等を持つ児童生徒への個別指導に関する演習 ・給食時間や教科等における食に関する指導に関する演習 ・学校全体の食に関する教育指導の連携・調整の在り方に関する演習 <p>なお、学校給食の管理上の全国的な重要な課題が生じた場合には、適宜これらに対応する内容を含める。</p>			<p>(受講者数) 215人</p>
<p>各地域における学校安全の基盤となる指導者の養成を目的とした研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、各地域において、受講者が本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校全体における安全活動の進め方、安全管理の在り方等に関する演習 ・学校における防犯教育の進め方、家庭・地域社会との連携、事件・事故時における子どもの心の健康問題に関する演習 ・自然災害の危険と安全確保の方法、交通事故防止対策に関する演習 	、	、	<p>(研修日数) 5日</p> <p>(受講者数) 215人</p>

3. 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

<p>産業教育、理科教育において指導的立場にある教員の派遣研修</p>	<p>以下の者であって、優れた自主的調査研究課題を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校、高等学校及び中等教育学校での産業教育並びに小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の理科教育を担当する教員 ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 	<p>政府全体のものづくり基本計画、科学技術基本計画等の内容を踏まえた最新のテーマに基づき、受講者に対して、研修計画書を作成させた上で、派遣研修を実施する。(小項目は例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 産業教育 <ul style="list-style-type: none"> ・物質材料工学 ・エネルギー工学 ・エレクトロニクス 2. 理科教育 	、	、	<p>(研修日数) 6ヶ月以内 12ヶ月以内</p> <p>(受講者数) 155人</p>
-------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	---	-----------------------------------------------------------

		<ul style="list-style-type: none"> ・生命科学研究 ・海洋科学研究 			
--	--	----------------------------------------------------------------------------	--	--	--

(備考) 本研修にかかる経費については、国と各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等との負担割合が1/2となることを目標として、平成17年度から段階的に派遣者負担を導入する。なお、派遣者が負担する研修経費は、センターにおいて収入として計上しない。

産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修	<p>以下の者であって、各地域において中核的な役割が期待される者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校、高等学校及び中等教育学校で産業教育を担当する教員 ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 	<p>以下の分野について、実習等の授業の質の改善に資する最新の高度専門的な知識及び技術、それに裏打ちされた指導方法、実習方法について修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業 ・工業 ・商業 ・水産 ・家庭 ・技術・家庭 ・看護 ・福祉 ・情報技術 			<p>(研修日数) 10日程度</p> <p>(受講者数) 630人</p>
------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	------------------------------------------------

(備考) 本研修にかかる経費については、国と各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等との負担割合が1/2となることを目標として、平成17年度から段階的に派遣者負担を導入する。なお、派遣者が負担する研修経費は、センターにおいて収入として計上しない。

産業教育に携わる実習助手に対して必要な知識・技術を修得させることを目的とした研修	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校で産業教育に関する教科(農業、工業、水産)を担当する実習助手 	<p>以下の分野について、実習等の授業の質の改善に資する最新の高度専門的な知識及び技術、それに裏打ちされた指導方法、実習方法について修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業 ・工業 ・水産 			<p>(研修日数) 8日</p> <p>(受講者数) 75人</p>
------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--------------------------------------------

(備考) 本研修にかかる経費については、国と各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等との負担割合が1/2となることを目標として、平成17年度から段階的に派遣者負担を導入する。なお、派遣者が負担する研修経費は、センターにおいて収入として計上しない。

- (1) 研修成果の目標の欄にある から までの数字は、中期計画本文中、 1.(2)の から までの数字にそれぞれ該当する。
- (2) 研修手法の欄にある から までの数字は、中期計画本文中、 1.(3)の から までの数字にそれぞれ該当する。
- (3) 研修日数・受講者数については、ここに掲げられているものを基本としつつ、毎事業年度の年度計画において定める。

中期計画予算
平成16年度～平成18年度中期計画予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収 入	
運営費交付金	5,849
施設整備費補助金	506
自己収入	435
受託事業収入	0
計	6,790
支 出	
運営費事業	6,284
一般管理費	2,833
うち人件費	1,451
うち研修支援管理費	1,382
業務経費	3,451
研修事業費	3,451
受託事業等経費	0
施設整備費	506
計	6,790

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = W(y) \times (\text{係数}) + Q(y) \times (\text{係数}) - C(y) + (y)$$

B(y) : 当該事業年度における運営費交付金
 : 一般管理費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定
 : 業務経費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定

(y) : 当該事業年度における特殊経費。退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。各事業年度の予算編成過程において、人件費の効率化等一般管理費の削減方法も反映し具体的に決定

一般管理費 $W(y) = \{V(y) + N(y)\}$

・人件費

$$V(y) = V(y - 1) \times (\text{係数})$$

$V(y)$: 当該事業年度における人件費 ($V(y)$ を除く)
 $V(y - 1)$: 直前の事業年度における $V(y)$
 : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定

・研修支援管理費

$$N(y) = N(y - 1) \times (\text{係数})$$

$N(y)$: 当該事業年度における研修支援管理費。
 $N(y - 1)$: 直前の事業年度における $N(y)$
 : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定

業務経費 $Q(y)$

・研修事業費

$$Q(y) = Q(y - 1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

$Q(y)$: 当該事業年度における業務経費
 $Q(y - 1)$: 直前の事業年度における $Q(y)$
 : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定
 : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定

自己収入 $C(y)$

・自己収入

$$C(y) = C(y - 1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

$C(y)$: 当該事業年度における自己収入の見積額
 $C(y - 1)$: 直前の事業年度における $C(y)$
 : 収入調整係数。事業の見直し等による自己収入への影響等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定
 : 自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定

[注記]

・前提条件：運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算。

一般管理費に係る効率化係数	3.4 % (0.966)
業務経費に係る効率化係数	2 % (0.980)
人件費調整係数	± 0 % (1.000)
業務政策係数	
平成 17 年度	9.741 % (0.90259)
平成 18 年度	7.044 % (0.92956)
消費者物価指数	± 0 % (1.000)
自己収入調整係数	
平成 17 年度	10.251 % (0.89749)
平成 18 年度	1.508 % (0.98492)
自己収入政策係数	+ 1 % (1.010)

業務政策係数については、本中期計画策定時において、「独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」の指摘事項を踏まえた見直し結果を反映させた係数で設定。

なお、平成16年度予算編成過程において、平成16年度における係数等は下記のように決定。

一般管理費に係る効率化係数	3.6 % (0.964)
業務経費に係る効率化係数	2 % (0.980)
人件費調整係数	0.580 % (0.99420)
業務政策係数	9.056 % (0.90944)
消費者物価指数	0.600 % (0.99400)
自己収入調整係数	17.586 % (0.82414)
自己収入政策係数	+ 1.000 % (1.01000)

・施設整備費補助金の金額は、中期目標期間中に予定される本部用地購入、施設・設備改修（更新）等についての試算である。

(別紙3)

収 支 計 画
平成16年度～平成18年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	6,357
一般管理費	2,833
業務経費	3,451
受託事業等経費	0
減価償却費	73
収益の部	6,357
運営費交付金収益	5,849
受託事業収入	0
自己収入	435
資産見返運営費交付金戻入	69
資産見返物品受贈額戻入	4

資 金 計 画

平成16年度～平成18年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	6,790
業務活動による支出	6,284
投資活動による支出	506
資金収入	6,790
業務活動による収入	6,284
運営費交付金による収入	5,849
自己収入	435
投資活動による収入	506
施設整備費補助金による収入	506

施設・設備に関する計画
平成16年度～平成18年度

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
本部用地購入費	446	施設整備費補助金
本部施設等施設整備	60	
計	506	

【注記】

金額については見込みである。
なお、上記のほか、施設・設備の老朽化度合等を勘案した改修(更新)等があり得る。